

POPs 条約改正に係る化審法の追加措置について(二次答申)



The Knights

平成 21 年 7 月 23 日に開催された第 90 回中央環境審議会において、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(以下、POPs条約)の附属書改正に伴い追加された、9 種類類(12 物質)について化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、化審法)に基づく第一種特定化学物質として指定する際に、PFOS 又はその塩については特定の半導体関連の用途等に限って使用を認める等の措置を講じることが適当であるとの結論が得られました。

また、平成 21 年 5 月に成立した化審法の一部を改正する法律により、現行において政令で指定されている表示義務の対象製品に対し、取扱上の技術基準を公表する等新たな措置を講じることが適当との結論も得られました。

今後、環境省、厚生労働省及び経済産業省は、審議結果を踏まえた関連政令案についてパブリックコメントを実施した上で、平成 22 年 4 月を目途に 12 物質について第一種特定化学物質に追加指定する予定です。

答申の概要につきましては、環境省HPの報道発表資料、中央環境審議会「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(二次答申)」等について(お知らせ)をご覧ください。

当社では、化学分析専門会社として 37 年の経験と実績があり、PFOS を始めとして様々な化学物質の分析を行っておりますので、是非ご相談ください。

資料 2009 年 8 月 3 日付 環境省報道発表資料

クロマト分析箇所 会田祐司